

5月は消費者月間 津市消費生活センターにご相談を

平成30年5月1日発行
市民交流課
☎229-3252 FAX 227-8070

一人で悩まずお気軽に

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかなどを助言する身近な相談窓口ですので、万一、悪質商法や商品事故など消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず津市消費生活センターに相談しましょう。

過去3年間の相談件数と相談内容

年 度	相談件数	主な相談内容
平成27年度	1,151件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約の相談
平成28年度	1,107件	
平成29年度	1,254件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約、はがきによる架空請求の相談

津市消費生活センター
☎229-3313 FAX 229-3312

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)
受付時間 9時～12時、13時～16時
場 所 市本庁舎市民交流課内



はがきによる架空請求が多発しています!

昨年4月より、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと題した架空請求はがきに関連する相談が急増しています。このようなはがきが届いても、決して相手に連絡することなく、無視してください。

架空請求はがきの特徴

- 差出人が「法務省管轄支局 民間訴訟告知センター」など、公的な機関であるかのような名称となっている。
- 「裁判所に訴状が提出された」「契約不履行により財産の差し押さえの強制執行をする」など、不安をあおる内容となっている。
- 取り下げの相談などのために本人から問い合わせ窓口で電話をかけるよう促している。
- じっくり考えることができないよう、はがきの

到着後すぐの日付で最終期日が設定されている。
ご注意ください

- これらは、不特定多数に送りつけられている架空請求はがきです。
- 公的機関を装っていますが、実在しないか、実在している公的機関とは一切関係がありません。
- 書かれている電話番号に連絡すると、金銭を要求されたり、個人情報聞き取られたりすることがあります。

少しでもおかしいと思ったら、津市消費生活センターや津警察署、津南警察署に連絡しましょう。

津警察署 ☎213-0110
津南警察署 ☎254-0110



出前講座をご利用ください

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を無料で開催しています。市職員または消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ



出前講座の様子